

令和5年度

定期監査報告書

(第3期)

横手市監査委員

監 第 1 6 4 号
令和6年3月29日

横 手 市 長	高 橋	大 様
横手市議会議長	小 野	正 伸 様
横手市教育委員会教育長	伊 藤	孝 俊 様
横手市選挙管理委員会委員長	柴 田	潤 様
横手市公平委員会委員長	近 江	直 人 様
横手市農業委員会会長	飯 野	正 和 様

横手市監査委員 柴 田 恒 宏
横手市監査委員 飼 田 一 之
横手市監査委員 寿松木 孝
(公印省略)

定期監査の結果報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、令和5年度の定期監査（第3期）を横手市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、次のとおり結果を報告します。

この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知願います。

目 次

1	監査の期間及び対象課等	1
2	監査の範囲	1
3	監査の方法	1
4	監査の着眼点	2
5	監査の結果の概要	2
6	まとめ	3

別添 監査の結果

(1)	総務企画部	4
(2)	市民福祉部	4
(3)	建設部	5
(4)	上下水道部、水道事業及び下水道事業	5
(5)	教育委員会事務局	6
(6)	選挙管理委員会事務局	6
(7)	監査委員事務局	6
(8)	公平委員会	6
(9)	農業委員会事務局	6

令和5年度 定期監査報告（第3期）

1 監査の期間及び対象課等

令和5年11月28日（火）～令和6年3月27日（水）

実地監査日	対象課等（25機関）
1月19日（金）	建設課、都市計画課、建築住宅課
1月23日（火）	生活環境課、人事課、選挙管理委員会事務局、大型公共施設整備室
1月25日（木）	農業委員会事務局、教育総務課、文化財保護課、学校給食課、学校教育課、教育指導課
1月30日（火）	社会福祉課、子育て支援課、地域包括支援センター、まると福祉課、総務課、経営企画課
2月1日（木）	水道課、下水道課、経営管理課
2月2日（金）	健康推進課、監査委員事務局、公平委員会

2 監査の範囲

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、令和4年度（令和5年1月1日から令和5年3月31日まで）、令和5年度（令和5年4月1日から令和5年12月31日まで）における財務に関する事務の執行状況及び経営に係る事業の管理状況について、法令に適合し、正確に行われ、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか行政監査的要素を取り入れ実施した。

3 監査の方法

事前に各課等から、職員業務担当一覧、補助金の状況、契約一覧、公金収納状況及び施設の各種法令に基づく点検状況等についての資料提出を求め、諸帳簿等関係書類を抽出調査するとともに、関係職員に対する質問や実査等の方法により監査した。

4 監査の着眼点

監査の主な着眼点は、次のとおりである。

- (1) 収入事務及び支出事務は、適正に行われているか。
- (2) 補助金等の事務手続きは、関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (3) 契約事務は、関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (4) 施設の維持管理及び消防法等に基づく防火・防災対策は、適正に行われているか。
- (5) 行政財産使用許可事務手続きは、適正に行われているか。
- (6) 服務関係の手続きは適正に行われているか。
- (7) 物品の管理は適正に行われているか。
- (8) 事務処理は、能率的、効率的に行われ、改善すべき点はないか。
- (9) 前回の監査で指摘した事項が適正に改善されているか。

5 監査の結果の概要

令和5年度第3期の定期監査は、本庁・行政委員会の課等を対象とし、公金の取扱いをはじめ財務事務処理等が関係法令に基づき適正に行われているかを監査した結果、おおむね適正に行われているものと認めた。

なお、主な所見は次のとおりであるが、個別の指摘事項については、「別添 監査の結果」に記載した。

(1) 補助金事務について

交付決定において、前年度からの繰越額が交付額を大きく上回っている補助金が見受けられた。横手市補助金等交付要綱や横手市補助金制度に関する指針等を再度確認し補助金の必要性を厳正に検討されたい。

(2) 契約事務について

課等において行う契約（横手市契約規則第70条により契約事務の権限を委任された課長が行う契約）で見受けられた主な不備は以下のとおりである。地方自治法施行令及び横手市契約規則を再度確認し適正な事務処理に努められたい。

- ・地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の場合に記載すべき横手市契約規則の条項を明記していない。
- ・随意契約の根拠条項を誤っている。
- ・予定価格調書の作成日を誤っている。
- ・契約書に設計書、仕様書を添付していない。

- ・ 検査調書の決裁権者を誤っている。

(3) 施設管理について

消防設備等点検時に指摘された不良箇所の改善がなされていない施設等が見受けられた。緊急を要するものや人命に係わるものは、予備費充用、予算流用での対応や計画的な予算措置を検討され、施設等の安全・安心が保たれるよう早急かつ計画的な改善に努められたい。

(4) 財産管理について

行政財産使用許可事務手続きにおいて、年度初めから使用する行政財産使用料の調定日が4月1日付になっていない課や過年度の調定漏れがあり今年度になって調定をしている課が見受けられた。地方自治法施行令等を再度確認し適正な事務処理に努められたい。

6 まとめ

今回の監査の結果、前述のような改善を要する点や書類等の不備が見受けられた。日常の事務執行にあたっては、法令等を再度確認して適正な事務処理に努められたい。

また、各課等においては、他部署がうけた指摘事項についても全庁的なものとして捉え、将来にわたり同様の指摘をうけることのないよう、管理職員をはじめとした組織的なチェック体制の確立と指導を徹底されたい。

軽易な事項については監査会場において、その都度関係職員に改善を指示したので記述を省略する。

別添 監査の結果

(1) 総務企画部

課 名 等	監 査 の 結 果
総務課	1 補助金事務 前年度からの繰越額が補助金の交付額を大きく上回っている。 2 施設管理 消防設備等点検時の不良箇所を改善していない。 3 財産管理 (1) 年度初めから使用する行政財産使用料の調定日が4月1日付になっていない。 (2) 過年度の調定漏れがあり、今年度になって調定をしている。
人事課	指摘事項なし
経営企画課	指摘事項なし
大型公共施設整備室	指摘事項なし

(2) 市民福祉部

課 名 等	監 査 の 結 果
社会福祉課	1 契約事務 (1) 契約書に設計書、仕様書を添付していない。 (2) 検査調書の決裁権者を誤っている。
子育て支援課	1 契約事務 (1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の場合に記載すべき横手市契約規則の条項を明記していない。 (2) 随意契約の根拠条項を誤っている。 2 財産管理 年度初めから使用する行政財産使用料の調定日が4月1日付になっていない。

課名等	監査の結果
まるごと福祉課	<p>1 施設管理 消防設備等点検時の不良箇所を改善していない。</p> <p>2 服務事務 私有車の公務使用において、横手市職員の出張に係る交通手段及びその取扱いに関する規程第7条に基づく私有車登録台帳の整備に不備がある。</p>
地域包括支援センター	指摘事項なし
健康推進課	軽易な指摘事項はあったものの、おおむね適正と認められた。
生活環境課	<p>1 契約事務</p> <p>(1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の場合に記載すべき横手市契約規則の条項を明記していない。</p> <p>(2) 随意契約の根拠条項を誤っている。</p>

(3) 建設部

課名等	監査の結果
建設課	<p>1 契約事務</p> <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の場合に記載すべき横手市契約規則の条項を明記していない。</p>
都市計画課	<p>1 契約事務</p> <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の場合に記載すべき横手市契約規則の条項を明記していない。</p>
建築住宅課	指摘事項なし

(4) 上下水道部、水道事業及び下水道事業

課名等	監査の結果
経営管理課	軽易な指摘事項はあったものの、おおむね適正と認められた。
水道課	指摘事項なし

課名等	監査の結果
下水道課	指摘事項なし

(5) 教育委員会事務局

課名等	監査の結果
教育総務課	1 財産管理 不用物品の事務処理において、横手市物品規則第27条に基づく不用の決定を行っていない。
文化財保護課	1 契約事務 予定価格調書の作成日を誤っている。
学校教育課	指摘事項なし
教育指導課	指摘事項なし
学校給食課	指摘事項なし

(6) 選挙管理委員会事務局

課名等	監査の結果
選挙管理委員会事務局	指摘事項なし

(7) 監査委員事務局

課名等	監査の結果
監査委員事務局	指摘事項なし

(8) 公平委員会

課名等	監査の結果
公平委員会	指摘事項なし

(9) 農業委員会事務局

課名等	監査の結果
農業委員会事務局	軽易な指摘事項はあったものの、おおむね適正と認められた。